

<論 文>

台湾における名誉権保護実務の発展

曾 品 傑 *

訳：小 田 美佐子 **

Practical Developments in the Protection of Reputation Rights in Taiwan

Pin-chieh JSENG

Translator: Misako Oda

This article first explains the basic framework for protecting reputation rights in Taiwan. Second, it analyzes recent developments in judicial practices in this field. On the one hand, it points out that a person making factual statements bears a reasonable duty of verification based on the standard of care of a good administrator. On the other hand, it emphasizes that whether expressions of opinion infringe on another person's reputation should be determined by balancing their contribution to public discourse and debate on matters of public interest. Finally, this article argues that the Taiwan Supreme Court has excessively fallen into formalistic legal reasoning by expansively extending the reasoning of Constitutional Court Judgment No. 2 of 2022. We believe that the protection of reputation rights should, as far as possible, be reconstructed from the perspective of ordinary citizens and the general public to better meet the needs of Taiwanese society.

Keywords : Reputation Rights, Newspaper Apology, Statements of Fact, Expressions of Opinion, Taiwan Law.

キーワード : 名誉権、謝罪広告、事実の陳述、意見表明、台湾法

* 中正大学法学院教授

** 立命館大学法学部教授

※寄稿や翻訳にあたり、多大なるご尽力を賜った小田美佐子教授に心より感謝する。本稿は、台湾が助成する「民法百年に向けて—台湾最高法院実務における債権法の規範的特色」プロジェクト（113-2410-H-194-060-MY3）の研究成果の一部でもある。

はじめに

台湾では、政治の民主化以降、政党間の対立が深刻化し、激しい選挙戦が繰り広げられてきた。また、民主憲政体制の下では、個人の権利意識が高まり、多元的かつ活発な言論空間が形成される一方、社会問題をめぐる対立もしばしば先鋭化する。その結果、名誉毀損罪や公然侮辱罪による刑事告発に加え、不法行為法に基づく損害賠償請求や、加害者に対して勝訴判決の掲載を命ずる民事上の救済を求める事案も少なくない。

台湾における名誉権保護法制は、憲法上の言論の自由の保障、刑法上の名誉毀損罪に関する規定、民法上の不法行為責任に関する規範が相互に交錯しながら発展してきたものであり、これら三つの法領域が相互に影響を及ぼし合うことによって、その全体像が形成されている。本稿では、民法上の関連規定及び最高法院判決を概観した上で、憲法法院の重要判決を検討する。さらに、①名誉毀損罪における不処罰事由が民事不法行為責任の判断に及ぼす影響、②合理的な調査・確認義務の内容、③公共的議論への寄与を考慮した利益衡量の在り方、④名誉回復のための「適当な処分」の意義という四つの視点から、台湾における名誉権法の実務の展開について考察する。

一. 民法関連規範

1. 民法 18 条 1 項

人格権侵害に対する救済について、台湾民法 18 条 1 項は「人格権が侵害された場合は、裁判所に侵害の除去を請求することができる」と規定し、2 項は「前項の場合において、法律に別段の定めがあるときに限り、損害賠償又は慰謝料を請求することができる」と規定している。人格権とは、個人が有する私権、すなわち生命、身体、名誉、自由、氏名等の権利であるが、この点については立法理由の記録があり、参照可能である。よって、名誉権が侵害された場合、被害者は裁判所にその侵害の除去を請求でき、侵害を受けるおそれがある場合は、その予防を請求できるが、加害者の故意又は過失は問わない。消滅時効の適用に関して、最高法院 106 年度台上字第 2677 号民事判決は、「人格権侵害に対して裁判所に侵害の除去を求める侵害除去請求権は、人間の尊厳を保護するために必要な権利であり、生涯にわたり保障されるべきものである。侵害を受けた者が一定期間侵害除去を請求しないことをもって保障しないということは

できず、民法の消滅時効規範の立法目的である取引の安全確保と社会秩序の公平維持とは無関係であるため、民法18条1項前段が規定する人格権侵害除去請求権には消滅時効の適用はない」としているが、同条1項後段の人格権侵害予防請求権についても、消滅時効の適用はないとするのが合理的である。

また、同判決はさらに、「人格権侵害責任の成立には『違法』であることが要件とされる。その違法性の判断に当たっては、法益衡量の原則が採用され、被侵害法益、加害者の権利及び社会公共の利益を総合的に考慮し、比例原則に基づいて判断される。その結果、加害者の行為を正当化するに足りる事情が認められない場合には、当該侵害行為は違法性を有すると評価される」としている。この見解は的確であるが、近ごろ違法性に関わる興味深いものとして、予約制をとるレストラン及びそのシェフが、ミシュランガイドの匿名審査員の食事と格付けを事前に声明により拒否することができるか否か、民法18条1項後段の規定を援用して、ミシュランガイドが審査員をその経営するレストランに派遣してはならず、ミシュランガイドでそのレストランに対しいかなる格付け、紹介又は推薦内容も公表してはならないと命ずるよう裁判所に請求できるか否かという事例がある。

これについて、最高法院は、「... 契約自由の原則の下、当事者は自主的に契約締結の相手方を選択できるが、人民の言論及び出版の自由も憲法が保障する基本権である（憲法11条参照）。したがって、商業的言論が提供する情報の内容が真実であり、誤認を生じさせるおそれがなく、適法な取引を目的とし、消費者が経済的に合理的な選択を行うための判断材料となる場合には、当該商業的言論は公益的性質を有するものと解される。そのため、憲法上の言論の自由及び出版の自由の保障を受けるべきであり、当事者は契約締結の自由を理由として、これを制限することはできない... 法益を衡量し、消費者のレストラン選択の公共利益を考慮すると、被上訴人（ミシュラン）が今後『鍋気』という広東料理レストランで審査員が食事しないと約束していないことをもって、直ちに国亨公司（レストラン）の契約締結の自由、又は温国輝（レストランシェフ）の意思決定の自由といった人格権が違法に侵害を受けるおそれがあると認めることはできない」としている。この見解は、レストラン業者の契約締結の自由と営業上の信用、シェフの料理に対する評価や業界の評判、ミシュランガイドの商業的言論の自由と出版の自由、及び消費者によるレストラン選択に関する公共の利益をそれぞれ衡量した後、消費者に対するレストラン評価情報の流通が有する公益性を重視し、ミシュランガイドが匿名の審査員を対象地域のレストランに派遣し、定期的に評価・格付けを実施する行為は違法性を欠くと認定している。したがって、一般利用ができるレストラン及びそのシェフは、ミシュランガイドの審査員による飲食や格付けを事前に拒否する意思表示することはできない。

民法18条1項により名誉権侵害の救済を主張する場合は、虚偽言論の削除請求、当該虚偽言論の再発表・拡散禁止請求が多数を占める。侵害除去と侵害予防請求権のリーディングケースとして、例えばメディア関係者（甲）が合理的調査を経ずに、Facebook、テレビ局（乙）

において、故意にB、Cの虚偽言論を拡散し、政治評論家（丙）の名誉権を違法に侵害した事例がある。テレビ局（乙）は審査義務を尽くすことなく、甲がCの言論を陳述する番組を製作放送し、甲と共同で丙の名誉権を違法に侵害した。この場合、丙は甲に対する賠償請求及びテレビ局（乙）と甲に対する連帯賠償請求のほか、民法18条1項の規定により、甲にそのFacebook上のBの言論内容の削除やB、Cの言論の再発表・拡散禁止を請求するのが典型例である¹⁾。

また、作家甲が虚偽の事実を摘示し、又は相当な調査を尽くすことなく、乙の名誉を侵害する内容の書籍を出版・販売するとともに、新刊発表会を開催し、献本等の形で一般市民に頒布・拡散した事例もある。これについて、代理店と出版社の契約がまだ終了しておらず、甲がなお他の出版社に同書の出版を再授権する可能性があることを踏まえ、乙は甲に対する非財産的損害賠償請求と新聞掲載による名誉回復命令請求のほか、さらに民法18条1項の規定により、甲に『図書、電磁記録等による本件に係る書籍内容の発行・出版をしてはならず、実店舗、インターネット、通信販売等の販路での販売及び新刊発表会開催、寄贈又はその他の形での頒布・拡散もしてはならない』と命ずることを請求した。乙の侵害予防請求のこの部分について、裁判所は「審査の結果、法に違背するところはない」としている²⁾。

2. 民法184条1項前段と195条1項

名誉権侵害について、台湾の最高法院90年度台上字第646号民事判決は、「民法上の名誉権侵害は刑法の誹謗罪と同一ではなく、名誉権が侵害されたか否かは、社会における個人に対する評価が貶損されたか否かを判断の根拠とすべきであり、その行為が他人の社会上の評価を貶損するに足る場合、故意か過失かを問わず、いずれも権利侵害行為を構成することができ、その行為は社会一般に広く流布されることを要するものではなく、第三者に当該事実を認識させることをもって足りる」と示している。次に、台湾民法184条1項では「故意又は過失により、違法に他人の権利を侵害した場合は、損害賠償責任を負う。故意に善良の風俗に背く方法で、他人に損害を加えた場合も同様である」と規定し、2項では「他人を保護する法律に違反して他人に損害を生じさせた場合は、賠償責任を負う。ただし、その行為に過失がないことを証明できる場合は、この限りでない」と規定している。刑法310条の誹謗罪と309条の公然侮辱罪は、いずれも個人の名誉保護を目的とする法律であるため、名誉侵害を受けた被害者は民法184条2項の規定を主張できるが、実務上名誉権に関わる訴訟では多くの場合、民法184条1項前段を財産的損害賠償請求の根拠としている。その例として、競業関係にある二社のメーカーにおいて、一方が市場競争の目的で、故意又は過失により虚偽の粉ミルク成分比較広告を掲載し、競争相手の信用を侵害し、商品販売数や営業利益の減少といった財産的損害をもたらすことは珍しくない³⁾。

次に、名誉権侵害の非財産的損害賠償について、民法195条1項は「他人の身体、健康、名誉、

自由、信用、プライバシー、貞操を違法に侵害し、又はその他の人格法益を違法に侵害し、その情状が重大であるとき、被害者は財産上の損害でなくとも、相当の金額を賠償請求することができる。名誉を侵害された場合は、併せて名誉回復のための適当な処分を請求することができる」旨規定している。2項では「前項の請求権は、譲渡又は相続することができない。ただし、金額賠償の請求権がすでに契約により承諾され、又はすでに提訴された場合はこの限りでない」としている。これにより、名誉が侵害された被害者は財産上の損害でなくとも、「相当な金額の賠償を請求」すること、すなわち「非財産的損害賠償」の請求ができる。いわゆる非財産的損害賠償の相当な金額は、当然実際の加害状況とその名誉への影響の重大性、被害者の身分地位と加害者の経済状況等の関係により定めるべきであることは言うまでもない⁴⁾。

問題となるのは、名誉権侵害の非財産的損害賠償・慰謝料の量定において、加害者の故意又は過失の要素を斟酌すべきか否かである。最高法院107年度台上字第315号民事判決は、「名誉権侵害の非財産的損害賠償（慰謝料）は、損害の填補のほか、慰謝の作用及び予防の機能も有する。これにより、慰謝料の量定において、行為者の故意又は過失を斟酌して慰謝料の金額を調整することはできるが、先に行行為者が故意又は過失により他人の名誉権を侵害したかを認定してから、これに基づいてその慰謝料の金額を調整することができる。一審判決は上诉人が『故意』に本件に係る言論を發表して被上诉人の名誉を侵害したと認定し、上诉人に被上诉人への慰謝料180万円の元利払いを命じた…原審は、上诉人には故意は認められないものの、『重過失』・軽率・粗忽により合理的調査義務を尽くすことなく被上诉人の名誉権を侵害したと認定したが…、『故意』又は『重過失』が被上诉人の名誉損害に与えた情状が同じか否かを区別して説明することなく、直ちに上诉人に一審判決と同じ慰謝料180万円の元利の賠償を命じたのは、妥当性を欠く」としている。通説では慰謝料の量定時に、被害者の名誉感情が受けた侵害程度を斟酌できるとしているが（王澤鑑、2012、p176）、参照に値する。筆者は、加害者の故意又は過失の要素は、非財産的損害賠償の被害者に対する慰謝機能と結び付けることができると考える。ただし、加害者の故意又は過失の程度を考慮する趣旨は、非財産的損害賠償が有する一般予防機能に着目し、悪意に基づく不法行為の抑止という警戒的機能を發揮させることにあると解される。

二. 憲法法院判決と司法院大法官解釈

台湾の司法院大法官が作成してきた名誉権保護に関する解釈及び判決のうち、代表的なものを挙げると、司法院大法官釈字第509号⁵⁾、釈字第656号⁶⁾、憲法法院111年憲判字第2号判決⁷⁾、112年憲判字第8号判決⁸⁾、憲法法院113年憲判字第3号判決⁹⁾、113年憲判字第4号判決¹⁰⁾、113年憲判字第5号判決¹¹⁾の七つがある。これらのうち、前五者は特に重要であり、台湾の民事裁判実務に及ぼした影響も極めて大きいことから、以下、順次検討する。

1. 司法院釈字第 509 号

司法院釈字第 509 号解釈は、刑法 310 条誹謗罪が違憲か否かについて解釈を行い、かつ刑法 310 条 3 項前段の「誹謗したことが真実であると証明できる場合は処罰しない」という規定の中のいわゆる「真実」の意義を詳述している。本解釈は、「言論の自由は人民の基本権であり、憲法 11 条が明文で保障している。国家が最大限に擁護し、自己実現、意見疎通、真理追求及び各種政治又は社会活動の監督機能が發揮できるようにすべきである。もっとも、個人の名誉、プライバシー、公共の利益を適切に保護するためには、言論の自由に対して合理的な制約を課すことが許容される場合がある。刑法 310 条 1 項と 2 項の誹謗罪は個人法益保護のために設けられ、他人の自由権の妨害防止に必要であり、憲法 23 条規定の趣旨に合致する。刑法同条 3 項前段で誹謗が真実であると証明できる場合は処罰しないとするのは、言論内容と事実が一致する場合を保障し、かつこれにより刑罰権の範囲を限定するものである。誹謗の内容を摘示し、又はこれを第三者に伝達した者について、自ら当該言論の内容が真実であることを立証した場合に限って刑事責任を免れることができることを意味するものではない。ただし行為者が言論内容の真実性を証明できなくても、その提出した証拠資料により、行為者がそれを真実と確信する相当の理由があると認められる場合は、誹謗罪で処罰することはできない。この規定により検察官又は自訴人が訴訟手続中に法により負うべき行為者の故意による他人の名誉毀損の举证責任、又は裁判所がその真実性を発見する義務を免れることもできない。これについて言えば、刑法 310 条 3 項は憲法が保障する言論の自由の趣旨に抵触しない」との認識を示している。

これを受けて、釈字第 509 号は、一方で、刑法第 310 条の誹謗罪が、個人の名誉及び公共の利益を保護するために言論の自由に対して設けられた合理的な制約であり、憲法第 23 条に定める比例原則及び法律の留保原則に適合するとの判断を示した。他方で、刑法 310 条 3 項前段のいう「誹謗したことが真実であると証明できる場合」の「真実」について、行為者がその言論内容が確実に客観的・絶対的真実であることを証明することは、刑事責任を免れるための必要条件ではないと認めている。その提出した証拠資料により、行為者がそれを真実と確信する相当の理由があると認められる場合、誹謗罪で処罰することはできない。言い換えれば、釈字第 509 号の趣旨により、表意者の提出した証拠資料により、その言論内容を真実と確信し、又は合理的に信頼する相当の理由があると認められさえすれば、故意に他人の名誉を毀損する誹謗罪の刑事責任を免れることができ、特に注目に値する。

2. 憲法法院 112 年憲判字第 8 号判決

次に、憲法法院 112 年憲判字第 8 号判決であるが、刑法 310 条と 311 条の誹謗罪処罰規定が合憲か否かの問題を引き続き検討している。表意者が言論発表前に合理的な調査手続を経る必要があるとし、同時に、表意者が虚偽の証拠資料を引用したことに対する注意義務の程度を明らかにしている。

本判決では、「刑法310条3項は『誹謗したことが真実であると証明できる場合は処罰しない。ただし、公共の利益と無関係な場合はこの限りでない』と規定している。誹謗したことが公共の利益に関わり、すなわち上記ただし書きに定める類型に該当しない場合、表意者はその言論の真実性を証明できなくとも、その言論発表前に確実に合理的な調査手続を行い、取得した証拠資料により、客観上その言論内容を真実と合理的に信じることができる場合は、上記規定の不処罰要件に合致する。表意者が合理的な調査手続で取得した証拠資料が実際には真正でなくとも、例えば、表意者が引用した証拠資料が虚偽であることについて、これを明らかに認識していた、又は重大な過失によりこれを看過した等の悪意に準ずる事情が認められない場合には、処罰の対象とはならない。表意者が合理的な調査の要求に合致するか否かは、憲法が保障する名誉権と言論の自由の趣旨を充分考量し、かつ個別事情により適当な利益衡量を行うべきである。この前提の下で、刑法310条と311条の誹謗罪処罰規定は、全体として憲法の比例原則の要求に違反せず、憲法11条が保障する言論の自由の趣旨に違背しない。この範囲内において、司法院釈字第509号解釈は補充されるべきである」としている。本判決が一方で、言論を公表する者に対して合理的な調査義務を課し、他方で、引用した資料が虚偽であることについて、これを明らかに認識していた、又は重大な過失によりこれを認識しなかったといった事情がない限り、処罰の対象としないとの立場を採っている点は、特に注目に値する。

3. 憲法法廷113年憲判字第3号判決

さらに、憲法法廷113年憲判字第3号判決は、刑法309条の公然侮辱罪の合憲性について、より踏み込んだ判断を示している。同判決は、公然侮辱罪が成立するためには、当該言論が一般人の合理的な受忍限度を超えるものであることを要すると判示するとともに、その言論が公共的事項に関する議論に資する社会的価値を有する場合には、名誉権と言論の自由との衡量を行うべきであると指摘している。

本判決は、「...刑法309条1項は、『公然と人を侮辱する場合は、拘留又は9千元以下の罰金に処する』と規定している...処罰の対象となる公然侮辱行為とは、表現者が故意に公然と他人の名誉を害する言論を行い、その内容が一般人の合理的な受忍限度を超える場合をいう。その判断に当たっては、当該言論が他人の名誉権に及ぼす影響を踏まえつつ、当該言論がその表現の文脈に照らして公共的事項に関する議論に資するものであるか、又は文学・芸術上の表現、学術若しくは専門的領域における表現として正当な社会的価値を有するものであるかを総合的に衡量し、個別具体的な事案において、他人の名誉権を言論の自由に優先して保護すべきであると認められる場合をいう。この範囲内において、上記規定は憲法11条が保障する言論の自由の趣旨に違背しない」としている。ここで、113年憲判字第3号判決は、①表現者が故意に公然と他人の名誉を害する言論を行い、その内容が一般人の合理的な受忍限度を超えること、②当該言論がその表現の文脈に照らして公共的事項に関する議論その他正当な社会的価値を有

する表現に資するものではないことの二点を前提として、刑法 309 条の公然侮辱罪の合憲性を認めている。このような判断枠組みは、名誉権と言論の自由との適切な調和を図るものとして評価することができる。しかし、この見解は刑法 311 条 3 項の「善意をもって言論を発表し、公評を受け得る事について、適当な評論をする場合は処罰しない」という違法性阻却事由を、公然侮辱行為にも適用する価値決定を含意しているようにみえるため、留意に値すると考える。

4. 憲法法院 111 年憲判字第 2 号判決と司法院釈字第 656 号

台湾民法 195 条の立法理由には「名誉が侵害され、金銭賠償のみでは救済するに足らざる場合に、名誉回復に必要な処分、例えば謝罪広告の新聞掲載等を命ずることができる」とある。したがって、従来の民事裁判実務では名誉侵害を受けた被害者が裁判所に加害者の新聞掲載謝罪を命ずることを請求できるとしていた。

司法院は釈字第 656 号で「民法 195 条 1 項後段では『名誉が侵害された場合は、併せて名誉回復のための適当な処分を請求することができる』と規定しているが、いわゆる名誉回復のための適当な処分、例えば判決により加害者に公開謝罪を命ずる場合、加害者が自らを辱める等人間の尊厳を損なう事情に関わらない場合は、憲法 23 条の比例原則に違背せず、憲法が保障する意思を表明しない自由に抵触しない」旨示している。

この見解は、裁判所が判決において加害者に対して公開謝罪を命ずる場合であっても、その内容が加害者の人格的尊厳を害し、又は屈辱感を強いるものでない限り、憲法に適合する原状回復のための適切な措置に当たることを明確に示したものである。

しかし、その後、憲法法院は 111 年憲判字第 2 号判決において、釈字第 656 号が採用した限定合憲解釈（王澤鑑、2012、P524）を変更し、裁判所が判決により加害者に公開謝罪を命ずることは、名誉回復のための適当な処分には該当しないとの判断を示した。これは、台湾の人格権法及び憲法学に大きな影響を及ぼした判決として注目されている。判決では、「民法 195 条 1 項後段が規定する『適当な処分』は、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずる場合を含まない」とすることが、憲法が保障する言論の自由及び思想の自由の趣旨に合致する。司法院釈字第 656 号解釈は、この範囲内において変更されるべきである」としている¹²⁾。

三. 名誉権法の裁判動向

台湾最高法院の近年の名誉権侵害に対する民事裁判を見ると、憲法 11 条が保障する言論の自由は、積極的な表意の自由と消極的な意思を表明しない自由を含み、その保障内容は主観的意見の表明と客観的事実の陳述を含むことがわかる¹³⁾。実務では、他人の名誉権を侵害する言論を、事実陳述と意見表明という二つの態様に分けている。前者の事実陳述部分は、証明可能性を有し、行為者は事実陳述の相当真実性について、合理的調査の義務を負う。これに対し、

後者の意見表明は、行為者が自己の見解又は立場を表明するものであり、主観的価値判断の範疇に属し、真実か否かは問題でなく、民主的な多元社会において、公評を受け得る事について、たとえ辛辣な評論をしても、憲法の保障を受け¹⁴⁾、権利侵害で不法行為責任を負わせるのは難しい。

以下では、名誉毀損罪の不処罰規定が不法行為法上の判断に及ぼす影響、事実を摘示する場合における合理的な調査・確認義務、公共的事項に関する議論への寄与と名誉権との衡量、謝罪命令以外の名誉回復のための適当な処分という四つの視点から、台湾における名誉権保護法制の全体像を明らかにする。

1. 名誉毀損罪の不処罰規定が不法行為判断に与える影響

台湾の憲法法院は従来、刑事の違法性と民事の違法性を区別してきた。例えば113年憲判字第3号判決は公然侮辱罪が合憲であることを認めており、「上記の実体判断の結果及びその理由は本件に係る規定が処罰する公然侮辱行為を対象とし、その他の法律のいう侮辱には及ばない。また、民事法上、他人の名誉を違法に侵害する侮辱行為の成否については、本判決の判断対象には含まれない。したがって、この点については、民事裁判所が職権に基づき、表現者の言論の自由と被害者の名誉権との衡量を行った上で、個別具体的な事案に即して判断すべきものである...」としている。

学説上、検討に値するのは、司法院釈字第509号と憲法法院112年憲判字第8号判決が示した、合理的な調査義務と悪意によらない虚偽資料の引用を刑法上の違法性阻却事由とする法理が、いかに民事不法行為責任の判断に受容されるかという点である。行為者が言論発表前に合理的な調査義務を尽くさなかった場合、行為者に過失があるとして論ずべきか否か、それとも不法行為責任の違法性レベルで判断すべきか否かである。

最高法院の多数の裁判を調べてみると、行為者の合理的調査手続は民事不法行為責任の違法性レベルで検討するものと認めており、代表的なものとして、最高法院112年度台上字第2144号民事判決では、「民法上の名誉権侵害は刑法の誹謗罪とは異なるが、刑法は誹謗罪について処罰規定を設け、司法院大法官釈字第509号解釈は言論の自由の基本権が最大限の擁護を受けべきであると詳述している。もっとも、個人の名誉、プライバシー、公共の利益を適切に保護するためには、言論の自由に対して合理的な制約を課することが許容される。刑法310条1項と2項の誹謗罪は個人の法益保護のために設けられ、同条3項前段の規定は言論内容と事実が合致する場合に保障を与えるものである。行為者は言論内容の真実性を証明できなくとも、提出した証拠資料により、行為者がそれを真実と確信する相当の理由があると認められる場合、誹謗罪で刑責処罰することはできない。これらの解釈は、憲法が保障する言論の自由と、名誉権やプライバシー権等の人格権との衡量を基本的な判断枠組みとするものであり、基本権相互の衝突を調整する憲法上の法原則を示したものと位置付けることができる。そして、法秩序の

統一性を確保する観点からは、違法性判断も刑事法と民事法との間で可能な限り整合的であることが求められる。したがって、民事責任の成否を判断するに当たっても、これらの憲法解釈が示した基本的な考え方に加え、刑法310条3項と311条に定める違法性阻却事由を考慮し、名誉権侵害行為の違法性を判断する際の重要な準拠とすべきである。また、民主的かつ多元的な社会において、私人若しくは公共的事項に関する言論を行い、又は公的な批判・論評の対象となり得る事項について意見を表明する場合には、その違法性は、法益衡量の原則及び比例原則に基づき、行為の態様、表現方法、言論の内容、社会公共の利益を総合的に考慮した上で、当該行為が客観的に現行法秩序の予定する価値秩序に反するか否かによって判断すべきである¹⁵⁾」としている。

通説は、合理的な調査義務を尽くした場合には、刑法上は処罰されず、民事不法行為法上は違法性が阻却されると解している。さらに、合理的な調査義務は法益衡量の機能を有し、言論の自由と名誉権保護との調和を図る上で有効な判断基準であることから、その法的性質は違法性判断の問題として位置付けるべきであるとする（王澤鑑、2012、p408）。

筆者は、合理的な調査・確認義務を過失判断の枠組みにおいて位置付ける立場を採る。まず、刑法上の誹謗罪は、故意による他人の名誉毀損行為を処罰対象とするものであり、その成立には比較的厳格な構成要件の充足が求められる。また、犯罪の成立や科刑という重大な効果を伴うことから、刑法の謙抑性の要請に照らし、その成立要件は厳格に解釈・適用されなければならない。他方、過失により他人の名誉権を侵害した場合には、問題となるのは民事上の不法行為責任であり、その成立要件は刑事責任の場合に比して緩やかである。さらに、その効果も損害賠償責任又は名誉回復のための適当な処分を命ずることにとどまり、刑事制裁とはその性質を異にする。よって、司法院积字第509号と憲法法院112年憲判字第8号判決は、その実質において、刑法上の誹謗罪について、故意による名誉毀損行為に対する不処罰事由の適用範囲を拡張する趣旨を有するものと解される。そして、不処罰を認める前提として要求される「合理的な調査・確認義務」の内容も、刑法上の責任判断という性質を反映し、その要求水準は必ずしも高いものではない。すなわち、行為者が虚偽の資料を取得又は引用するに当たり、その虚偽であることを認識していた、又は少なくとも間接故意が認められる場合でない限り¹⁶⁾、刑事責任は阻却されるものと解される。

これに対し、民法上の合理的な調査・確認義務に求められる注意義務の程度は、刑法の場合と比較して高く、概ね抽象的軽過失を基準として判断されるべきである。したがって、刑法上の合理的な調査・確認義務に関する違法性判断を、そのまま民法上の合理的な調査・確認義務の判断枠組みに取り込むことは、刑事責任と民事責任との法的構造を混同するおそれがある。すなわち、刑罰の適用を免れ得る刑法上の違法性阻却の判断基準を、そのまま不法行為責任における違法性阻却の基準として用いるならば、過失により名誉権を侵害された被害者の損害賠償請求権を十分に保護することができなくなるおそれがある。

次に、合理的な調査・確認義務を、違法性判断の要素ではなく、行為者の過失の有無を判断する要件として位置付けた上で、違法性については、法益衡量に基づく上位の規範的判断を優先するという構成も十分に成り立ち得る。筆者は、112年憲判字第8号判決により故意による名誉毀損について刑事上の不処罰が認められる場合であっても、行為者が調査・確認を行ったものの、注意義務を尽くさずに、抽象的軽過失により虚偽の資料を取得又は引用し、これに基づいて事実と反する内容を摘示して他人の名誉権を侵害した場合には、なお民事上の過失責任を負うべきであると考ええる。過失による名誉権侵害について損害賠償責任を基礎付ける違法性は、故意による誹謗罪の違法性とは制度目的及び法的性質を異にするものであり、両者について異なる価値判断を行うことが、不法行為法の趣旨にも適合すると考えられる。

2. 合理的な調査・確認義務

事実を摘示する言論は、その内容について真偽を立証することが可能であることから、行為者がその摘示した事実の真实性を立証し、又は主要な事実関係が真実と一致する場合には、その陳述が真実と毫釐の差もなく一致することまで求められるものではない。言論内容の真实性を証明できなくとも、その提出した証拠資料により、事実陳述前にすでに合理的調査義務を尽くし、その陳述を真実と確信する相当の理由があると認めるに足る場合は¹⁷⁾、その者が合理的調査義務を完全に履行したといえることができる。

筆者は、民事責任が金銭賠償を基本とする一方、刑事責任は刑罰の適用を目的とするものであるという制度趣旨の相違に鑑みれば、たとえ112年憲判字第8号判決の趣旨に従い、行為者が故意又は重過失によることなく、調査手続を通じて取得した虚偽の証拠資料を引用し、その言論内容を客観的かつ合理的に真実であると信じた場合に、故意による誹謗罪の刑事責任を免れるとしても、当該行為者が調査手続において粗忽な注意義務違反、抽象的軽過失により虚偽の資料を取得・引用し、その結果、不実の事実を公表して他人の名誉を侵害した場合には、なお過失による不法行為責任を負うべきであると考ええる。

合理的調査義務について、最高法院106年度台上字第125号民事判決があり、「…行為者が合理的調査義務を尽くしたか否かは、善良なる管理者の注意義務を基準とし、個別の事案における名誉侵害の程度、公共利益との関係、陳述事項の時効性、資料の出所の信頼度、調査コスト、調査対象等の要素を総合的に判断すべきである。公人の言行が公共議題又は公益に関連する場合、行為者の陳述事実に対する合理的調査義務を軽減することで民主政治の正常な発展を健全化し、かつ政府に対する監督の目的を達成できるようになるが、単に公人の私領域の事項に関わり、公共議題又は公益と無関係な場合、仮に単に他人のプライバシーを盗る目的、又は世間話の種とする目的の場合、行為者が負うべき合理的調査義務を軽減すべきではない」としている。この見解は参考に値する。

最高法院114年度台上字第184号民事判決は、合理的調査義務に明示的に言及するものでは

ないものの、その判断枠組みは実質的に合理的調査義務に関わるものと解されるが、事実の概要は、以下のとおりである。ニュースメディアが2018年4月15日に当時A政党政部職員であった甲の個人情報と写真を公表し、その賃借住宅で第二級ドラッグ入りの切手を含む小包を受領していたことが発覚し、ドラッグ危害防止条例違反や密輸取締条例違反の嫌疑がかかり、台北地方検察庁に送致された旨を報じた。その後、B党市議員である乙が捜査期間中にFacebook上で相次いで、「夜間に確認されたところでは、当該党職員は単にドラッグを所持していただけでなく、海外から第二級ドラッグを大量輸入している」「当該党職員の名字は林であり、年齢は36歳前後であるが、十数年前には当時時代力量¹⁸⁾の立法委員の林昶佐氏が理事長を務める台湾独立音楽協会の理事を務めたことがある」「極めて確実なことは、海外から第二級ドラッグを運輸し、家にも第二級ドラッグがあったことである」「明らかに切手は当該党職員の所属団体に郵送されており、マジックマッシュルームも別途見つかっており、事実関係は相当明確である」等と発信した。検察官が不起訴処分とした後、甲は乙が調査を行わずに上記の言論を発表して甲の名誉権を違法に侵害したとして、民法184条1項前段、195条1項の規定により、乙に慰謝料を請求するとともに、判決要旨の掲載による名誉回復措置を命じることを求めた。

これについて、最高法院は、「名誉権侵害については、行為者が故意又は過失により他人の社会的評価を低下させ、これにより他人の名誉を違法に侵害し、その行為について違法性及び帰責性が認められ、さらに当該行為と損害との間に相当因果関係が認められる場合には、不法行為が成立する。したがって、不法行為責任の成立には故意を要するものではなく、過失による名誉権侵害についても、その要件を満たす…本件上诉人（甲）はその名誉を被上诉人（乙）が違法に侵害したとして、民法184条1項前段、195条1項の規定により被上诉人に損害賠償と名誉の回復を請求している…被上诉人が本件に係る言論を公表した時、上诉人のドラッグ危害防止条例4条2項と密輸取締処罰条例2条1項等の嫌疑は、台北地方検察庁に送致されただけであり、犯罪事実の有無は調査待ちであった。刑事訴訟法245条1項の捜査非公開規定は、本来捜査段階では犯罪事実が未だ判明していないことを考量し、被疑者の名誉保護の目的を含んでいる。被上诉人の学歴経歴からすると、公表した『夜間に確認されたところでは、当該党職員は単にドラッグを所持していただけでなく、海外から第二級ドラッグを大量に輸入している』『当該党職員の名字は林であり、年齢は36歳前後であるが、十数年前には当時時代力量の立法委員の林昶佐氏が理事長を務める台湾独立音楽協会の理事を務めたことがある』『ドラッグを使用したのではなく、輸入販売の事実で嫌疑をかけられている』『極めて確実なことは、海外から第二級ドラッグを運輸し、家にも第二級ドラッグがあったことである』『明らかに切手は当該党職員の所属団体に郵送されており、マジックマッシュルームも別途見つかっている。事実関係は相当明確である』等の言論が、第三者による閲読後、上诉人の社会的評価を低下させる結果を生じさせる蓋然性、被上诉人が当該発言について負う注意義務に違反した過失の有無、違法性阻却事由の存否、上诉人による損害賠償請求の可否を判断する上で重要な意義を有

することから、これらの点については、当然に詳細な審理・検討を行う必要がある。原審は被上訴人による本件言論の公表が故意による上訴人の名誉の違法な侵害には当たらないとの理由のみをもって、被上訴人の過失による名誉権侵害の成否について何ら審理・判断を行うことなく、直ちに上訴人敗訴の判決を言い渡したものであり、このような判断は速断のそしりを免れない」としている。この見解は、被疑者が地方検察庁に送致された段階では、犯罪事実の存否が捜査によって確定していないことから、事実を摘示する言論を公表する者は、その表現内容について慎重な配慮を尽くすべきであり、合理的な調査を経ることなく事案の内容を推測し、独断的に犯罪事実の有無を断定することで、過失により他人の名誉権を侵害する不法行為を惹起することを回避すべきであることを示したものである。

3. 公共的議論への寄与との利益衡量による判断

意見表明に係る言論は、表現者が自己の見解又は評価を表明するものであり、その内容は本来的に主観的な価値判断の領域に属する。他方、その対象が公共の利害に関する事項又は公共的な批判・論評の対象となり得る事項であり、公共的議論に資する目的で適切な論評が行われた場合には、原則として違法性は阻却され、名誉権侵害は成立しない。したがって、このような場合には、不法行為に基づく損害賠償責任も生じない。典型例としては、公人に対する批判的な論評が挙げられる。

例えば、甲は国民党で多期にわたり中央常務委員（中常委）を務めたにも関わらず、同党が主催する市議員選挙候補者の党内候補者登録には参加せず、対外的に出馬表明し、かつ積極的に選挙区内の各種活動に参画した。乙は国民党全国党代表であるが、2018年4月に第三者のFacebookのコメント欄で、「国民党の中常委、本当に百害の根源で、冷酷非情、厚顔無恥、支持者に顔向けできない組織の秩序を乱す者だ!」とコメントした。

乙の言論が公共の利害に関する事項又は公共的な批判・論評の対象となり得る事項に対する適当な評論か否かであるが、最高法院111年度台上字第876号民事判決では、「言論の自由は基本的人権の一つであり、民主政治の発展を支え、多元的な社会の価値を実現する上で重要な機能を有する。そのため、公人に関して公共的事項に関わる言論が問題となる場合には、当該公人の名誉権も保護されるべきであるが、その保護は言論の自由との調整の下で相当程度制約を受けるべきである...上訴人（甲）は、国民党において長年にわたり中央常務委員を務めた公人であり、本件各コメントは、いずれも上訴人が所属政党の選挙規則を遵守していないとされる行為に関するものであり、公共の利害に関わる事項を対象とするものである。そして、本件Facebook上の各コメントは、公共の利害に関わる事項についてなされた批判・論評として、被上訴人（乙）が善意に基づいて行った相当な意見表明であると認められる...」としている。この見解は、今後の解釈に当たって参考となるものである。

次に近年、消費者が商品又はサービスを提供する事業者に対し、Googleのレビュー欄に否

定的な評価やコメントを投稿したことを理由に、事業者から営業上の信用を毀損したとして訴訟を提起される事例が相次いでいる。これに対し、台湾の最高法院は、原則として、消費者又は購入者が実際に使用した商品又は受けたサービスについて、その体験や評価を公表することは保護されるべき表現行為であるとの立場を採っている。

例えば、消費者が食事の注文後、当該事業者の Facebook ページや Google ストアのレビュー欄に「店主態度最悪、行ったら絶対後悔する」「ハズレ確定。後で知ったが、近所に住んでいる人たちは誰も行きたがらないらしい」「激マズ、しかも女店員の態度は本当にあり得ない、二度と行きたくない」等のコメントを投稿するケースについて、最高法院 112 年度台上字第 953 号民事判決は、「レストランにおける料理やサービスの内容は、公共的な評価又は批判・論評の対象となり得る事項である。また、意見表明が相当な範囲を逸脱しているか否かは、投稿回数の多寡によって判断されるべきものではない。本件において、被上訴人が掲載した投稿は、料理及びサービスに対する評価又は感想を述べたものであり、殊更に相手方を誹謗中傷することを目的としたものではなく、その表現内容も著しく侮辱的又は過激なものではない。したがって、本件投稿は言論の自由によって保障される範囲内の表現行為に当たるといふべきである。よって、本件投稿がその名誉権及び営業上の信用を違法に侵害するとの上訴人の主張は採用することができない」としている。この見解は、事業者が提供する商品又はサービスの価格や品質に関する消費者への情報提供に資するものである。もっとも、顧客が根拠なく侮辱的な表現を用いて事業者を中傷した場合や、競合事業者が故意に虚偽の事実を摘示して事業者の信用を毀損する目的で投稿を行った場合は別論である。しかし、そのような場合を除けば、消費者が自ら体験した商品又はサービスについて率直な評価や感想を公表することは、本質的に公共の利益に資する表現活動としての性質を有するものであり、その保護が肯定されるべきである。

4. 名誉回復のための適当な処分

憲法法院 111 年憲判字第 2 号判決が、民法 195 条 1 項後段所定の名誉回復を請求する「適当な処分」は、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずる場合を含まないことを明示したため、最高法院は加害者自身を声明者とする被害者の勝訴記事の掲載請求を認めず、裁判所が加害者自身の名義で掲載する判決記事を代筆作成することも認めないが、被害者が自ら勝訴判決の記事を掲載し加害者が合理的費用を負担することを認め始めた。例えば、最高法院 112 年度台上字第 1708 号民事判決は、「名誉を侵害された被害者は、民法 195 条 1 項後段の規定により、加害者に名誉回復のための適当な処分を請求することができる。いわゆる名誉回復のための適当な処分は ...、加害者に対し、自己の名義で一定の内容の意思表示を対外的に行うことを強制することは、意思を表明しない自由に関わるものであり、憲法上保障される思想及び行為の自由を侵害するおそれがある。当該意思表示の内容が裁判所によって作成されたものである場合には、その具体的な表現内容は表意者自身の内心の意思に基づいて形成されたものではなく、裁

判所によって決定された内容を対外的に表示することを強制されることとなる。その結果、表意者の内心の意思と対外的に表示される意思内容との間に乖離が生じることとなる。これは、加害者がその費用を負担し、被害者が自ら勝訴判決の記事、判決内容の全部又は一部を報道機関等に掲載する場合とは、本質的に異なるものである」と述べている。同判決は続けて、「原審は、民法195条1項後段に基づき、上訴人（加害者）に対し、附表記載の内容による勝訴記事を掲載して被上訴人（被害者）の名誉を回復するよう命じた。しかし、当該勝訴記事は、その末尾に声明者として上訴人の名義が付されているものの、その内容は被上訴人が作成した声明とは異なる。したがって、上訴人に対し、裁判所が作成した文章を自己の名義で公表することを強制することは、上訴人を当該意思表示の主体として対外的に表示させることを意味し、その自己決定権及び意思を表明しない自由への制約となるおそれがある。また、被上訴人の名誉を回復するために、これに代わる適切な手段が存在するか否かについても、なお十分な検討を要する。しかるに、原審はこれらの点について十分な審理を尽くすことなく、直ちに上訴人に上記勝訴記事の掲載を命じており、その判断にはなお検討の余地がある¹⁹⁾」としている。この見解は、裁判所が一律に、加害者を声明主体として自己名義による勝訴判決の記事掲載を命ずることを許容しない点に重要な意義を有しており、特に注目に値する。

さらに検討を要する論点として、被害者が、加害者による虚偽の事実の摘示又は侮辱的言辞による権利侵害に対し、加害者が運営する Facebook、ファンページ、YouTube チャンネル等のソーシャルメディア上に勝訴判決又はその要旨を掲載し、これを一定期間トップページに表示することによって名誉回復を図るよう請求することが許されるかという問題がある。憲法法院111年憲判字第2号判決をみると、名誉回復を請求する「適当な処分」は、裁判所が判決により加害者に謝罪の新聞掲載を命ずる場合を含まないと示すのみで、被害者が加害者に対し、加害者を声明主体としない形で、勝訴判決又はその要旨を加害者自身が運営するソーシャルメディア上に掲載するよう請求することの可否については、何ら言及していない。

これについて、最高法院はむしろ否定的な立場をとっており、112年度台上字第990号民事判決は、「YouTube チャンネルや Facebook のファンページが特定の個人に帰属するものとして運営されている場合には、社会通念上、高度の個人識別機能を有し、当該個人の人格的同一性を外部に表示する媒体としての性質を有すると解される。本件 YouTube チャンネル及び Facebook ファンページはいずれも上訴人が自己の名義で運営するソーシャルメディアに該当し、その人格的同一性を示す媒体としての性質を有することになる。そうすると、当該プラットフォームの運営者である上訴人に対し、勝訴判決又はその要旨の掲載を命ずる場合であっても、その掲載行為が上訴人自身の意思に基づく意見表明として一般人に受け止められるおそれがないといえるかについては、なお慎重な検討を要する。仮に当該掲載内容が上訴人の真意に基づくものではないとすれば、その掲載による意思表示を強制することは、たとえその内容が自己を著しく貶めるもの又は精神的に著しい苦痛を与えるものでないとしても、言論の自由及

び意思を表明しない自由を侵害しないといえるか否かがなお問題となる。また、被上訴人の名誉を回復するために、これに代わる他の適切な手段が存在するか否かについても、なお検討の余地がある。これらの点については、いずれも十分な審理及び慎重な利益衡量を要するものというべきである。原審は、これらの点について十分な審理を尽くすことなく、直ちに上訴人に対し、別紙記載の内容を本件 YouTube チャンネル及び Facebook ファンページに掲載することを命じ、かかる措置は上訴人の表意しない自由を侵害するものではないとして、上訴人敗訴の判決を言い渡した。しかし、このような判断にはなお検討の余地があるというべきである。したがって、原判決には法令の解釈適用を誤った違法があるとする上訴論旨は理由があり、原判決は破棄を免れない」としている。最高法院による破棄差戻し後、差戻審裁判所は、加害者に対し、判決結果を聯合ニュースのウェブサイトのトップページ上部のバナーに1日間掲載するよう命じたことが明らかとなった²⁰⁾。加害者が管理・運営する個人の SNS アカウント上に、加害者を声明主体としない形で勝訴判決又はその要旨を掲載するよう求める請求については認めない一方で、加害者が管理・運営しない第三者のメディアプラットフォームに勝訴判決又はその要旨を掲載することを認めるとすれば、結果として加害者により多額の掲載費用を負担させることとなる。このような帰結は、名誉回復措置の目的との均衡を欠き、過剰な救済につながるおそれがあることから、その当否については今後さらに検討を要する。

これと類似の見解は、111 年度台上字第 2435 号民事判決にもみられ、「原審は、本件言論により被上訴人（被害者）の名誉権が侵害されたと認定し、名誉回復措置として、上訴人（加害者）に対し、本件 Facebook ファンページに別紙記載の内容を自ら投稿し、これを3日間トップページに表示するよう命じた… Facebook ファンページは、芸能人、公人、企業その他の営利・非営利団体が、ファン又は利用者との継続的な情報発信及び交流を目的として開設・運営する情報発信媒体である。したがって、Facebook ファンページが特定の個人アカウントと結び付けられて運営されている場合には、当該個人を識別し得る高度の個人識別機能を有し、その人格的同一性を対外的に表示する媒体としての性質を有するといえるかが問題となる。また、当該投稿が個人のプライバシーに関わる情報を公開し、第三者から否定的なコメントや返信を受け、又は転載・拡散される可能性があるか否かについても検討を要する。さらに、本件は、上訴人の意思を表明しない自由と被上訴人の人格権保護との利益衡量に関わるものであり、両基本権の衝突を生じ得る事案である。その結果、上訴人の人格的自律及び人格の自由な発展を不当に制約し、人間の尊厳を損なう危険があるか否か、当該措置が比例原則に適合するか否か、これに代わる侵害のより小さい名誉回復措置が存在するか否かについても、慎重な検討が求められる。しかるに、原審はこれらの点について十分な審理を尽くすことなく、直ちに上訴人に別紙記載の内容の掲載を命じており、その判断は妥当性を欠くものといわざるを得ない」としている。

前者の 112 年度台上字第 990 号民事判決では、加害者が自己の管理・運営する YouTube チャ

ンネルにおいて被害者を誹謗する言論を公表し、その行為が名誉権侵害に当たるとして判決が確定した。他方、後者の111年度台上字第2435号民事判決では、加害者がFacebookを通じて被害者を侮辱し、その行為が名誉権侵害に該当すると判断された。筆者は、プラットフォームの管理・運営者である加害者が、自ら運営するソーシャルメディア上に裁判所の確定判決又はその要旨を掲載したとしても、当該投稿は客観的な判決内容を利用者に周知することを目的とするものであるから、加害者のファンや当該プラットフォームの利用者がこれを加害者自身の意見又は評価として受け止める可能性は低いと考える。また、このような掲載は確定判決の内容を通知する行為としての性質を有するものであり、加害者自身の思想や見解を表明する意思表示とは異なる。したがって、加害者に対し、確定判決又はその要旨の掲載を命ずることは、原則として、言論の自由又は意思を表明しない自由を侵害するものではないと解される。さらに、被害者の社会的評価を回復するという観点からすれば、112年度台上字第990号民事判決の事案においては加害者が管理・運営するYouTubeチャンネルに、111年度台上字第2435号民事判決の事案においては同一のFacebookファンページに、それぞれ加害者を声明主体としない形で確定判決又はその要旨を掲載するよう命ずることは、民法195条1項後段にいう「適当な処分」として十分に許容され得るものと考ええる。

おわりに

本稿では、近年の台湾最高法院における名誉権に関する重要判例を整理・分析し、台湾名誉権法の近時の実務動向を概観したが、その検討を踏まえ、筆者の見解を示せば、以下になる。まず、事実を摘示する言論については、その真実性が法的評価の中核となることから、近年の台湾社会においてフェイクニュースや虚偽情報が氾濫している現状に鑑みれば、加害者による事実の摘示又は主張が確定判決によって虚偽であると認定された場合には、被害者は裁判所に対し、加害者に自己の名義による謝罪広告又は勝訴判決若しくはその要旨の掲載を命ずるよう求めることができるものと解すべきである。このような措置は、虚偽情報を是正して社会一般に正確な情報を提供するとともに、被害者の社会的評価の回復にも資するものである。したがって、憲法第111年憲判字第2号判決が、加害者名義による謝罪広告の掲載命令を一律に許容しないとした判断については、その射程及び適用範囲との関係において、なお再検討の余地があるものと考ええる。

次に、意見又は評価を内容とする論評型言論については、その多くが客観的な真偽を判断し得ない価値判断に属するため、他人の名誉を違法に侵害するか否かは、一般人の受け止め方を基準として、その表現が社会通念上許容される相当な範囲を逸脱しているか否かにより判断すべきである。また、当該言論が公共的な批判・論評の対象となり得る事項に関するものであるか、さらに公益に資する公共的議論に寄与する内容を有するか否かについても、併せて考慮す

べきである。もっとも、裁判所が論評型言論による名誉権侵害を認めた場合であっても、加害者に命じられる名誉回復措置が、加害者に自己否定を強いる等、その人格的尊厳を著しく害するものでない限り、被害者は、裁判所に対し、加害者に自己の名義による謝罪広告又は勝訴判決若しくはその要旨の掲載を命ずるよう求めることができるものと解すべきである。このような措置は、被害者の社会的評価を回復するという民法 195 条 1 項後段の目的にも適合する。この点については、司法院釈字第 656 号が示した考え方が現在においてもなお重要な意義を有しており、その基本的な法理は維持されるべきものと考ええる。

さらに、台湾最高法院は、憲法法庭 111 年憲判字第 2 号判決の趣旨を拡張し、被害者が加害者の管理・運営する SNS 等において、比較的費用負担の少ない勝訴判決又はその要旨の掲載を求めることを認めない一方で、より高額な掲載費用を要する第三者のメディアやウェブサイトへの掲載を認めている。このような判断は、表意しない自由の保護を過度に重視するあまり、名誉回復制度の本来の目的や救済手段相互の均衡を十分に考慮していないとの疑問を生じさせる。名誉権保護制度の本旨は、個人の人格的自律及び社会的評価を保護し、その人格の尊厳を確保することにある。したがって、今後の名誉権法制の運用及び解釈においては、抽象的な概念論に終始することなく、現代の情報通信環境やソーシャルメディアの利用実態を踏まえるとともに、被害者の実効的な権利救済と加害者の表現の自由との適切な調和を図る観点から、社会的要請に即した名誉権保護法制を再構築していくことが求められる。

注

- 1) 最高法院 114 年度台上字第 57 号民事裁定参照。本稿で扱う各裁判は、<https://lawsearch.judicial.gov.tw/default.aspx> で検索できる。
- 2) 最高法院 110 年度台上字第 1190 号民事判決参照。
- 3) 最高法院 90 年度台上字第 2026 号民事判決参照。
- 4) 最高法院 47 年度台上字第 1221 号民事判決
- 5) 刑法 310 条（誹謗罪）を合憲とするもの
- 6) 名誉回復のための適当な処分は、判決により加害者に公開謝罪を命ずることが人間の尊厳を損なわない場合は合憲とするもの
- 7) 名誉回復のための適当な処分は、裁判所が判決により加害者に謝罪を命ずることを含まないとするもの
- 8) 刑法 310 条と 311 条の誹謗罪処罰規定を合憲とするもの
- 9) 刑法 309 条（公然侮辱罪）を合憲とするもの
- 10) 公然侮辱罪を合憲とするもの
- 11) 公務員侮辱罪を合憲、職務侮辱罪を違憲とするもの
- 12) 本判決が言及している真意でない謝罪や思想の自由に関する異なる見解については、詹森林大法官が提出し、黃瑞明大法官が加わった「憲法法庭 111 年憲判字第 2 號判決部分不同意見書」を参照。
- 13) 最高法院 112 年度台上字第 1508 号民事判決参照。
- 14) 最高法院 98 年度台上字第 1129 号民事判決参照。
- 15) 最高法院 113 年度台上字第 1080 号民事裁定、106 年度台上字第 125 号、98 年度台上字第 1129 号等民事判決参照。
- 16) 概ね故意又は重過失によらずして知らなかった場合に相当する。

- 17) 最高法院 112 年度台上字第 1508 号民事判決中の原審意見を参照。
- 18) 政党名
- 19) 最高法院 112 年度台上字第 1191 号、112 台上字第 1159 号等民事判決参照。
- 20) 台湾高等法院 113 年度上更二字第 114 号民事判決参照。

参考文献

- 王澤鑑（2012 年）『人格權法』臺北自版、176 頁、408 頁、524 頁。
- 張韻琪（2025 年）「商譽侵害之損害賠償—兼論『風評被害』之賠償」月旦法學雜誌第 364 期 38-49 頁。
- 陳忠五（2022 年）「強制道歉是否為回復名譽的『適當處分』？—憲法法庭 111 年憲判字第 2 號判決評釋」月旦法學雜誌第 324 期 192-210 頁。
- 張譯文（2023 年）「論民事強制道歉的違憲審查」國立臺灣大學法學論叢第 52 卷第 3 期 889-929 頁。
- 林慶郎（2025 年）「從幾則最高法院判決看非財產法益受侵害之損害賠償請求權之擴張」月旦法學雜誌第 364 期 50-63 頁。